



第53回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年6月28日（火曜日）
午前10時00分

場所

東京都文京区小石川一丁目28番1号
小石川桜ビル 6階
当社本社会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

ジオスター株式会社

証券コード 5282

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件
- 第5号議案 退任監査役に対する
退職慰労金贈呈の件

目次

- 第53回定時株主総会招集ご通知 …………… 1
- (添付書類)
- 事業報告 …………… 3
- 連結計算書類 …………… 24
- 計算書類 …………… 27
- 監査報告書 …………… 30
- 株主総会参考書類 …………… 36

証券コード 5282

2022年6月6日

株 主 各 位

東京都文京区小石川一丁目28番1号

ジオスター株式会社

代表取締役社長 端 山 真 吾

第53回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第53回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染防止策は種々実施する予定ではございますが、書面によって議決権を行使することも可能でございますので、その際には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月27日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都文京区小石川一丁目28番1号
小石川桜ビル 6階 当社本社会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第53期（自2021年4月1日 至2022年3月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第53期（自2021年4月1日 至2022年3月31日）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件
- 第5号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.geostr.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.geostr.co.jp>) に掲載させていただきます。

【株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応のお願い】

- 当日は、役員及び事務局スタッフはマスクを着用させていただきます。
- ご出席される株主様におかれましては、マスクの着用にご協力をお願いいたします。
- 株主総会の議決権行使は、ご出席いただくほかに書面による方法もございますので、そちらのご利用も是非ご検討ください。
- ご高齢の株主様や基礎疾患がある株主様、妊娠されている株主様、体調のすぐれない株主様におかれましては、くれぐれもご無理をなさらず、株主総会へのご出席を見合わせることもご検討ください。

以上、時節柄、株主の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(自 2021年 4月 1日)
(至 2022年 3月 31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が残るなか、企業収益の改善に伴う設備投資の回復等、持ち直しの動きが見られました。一方で、個人消費には弱さが見られ、一部の業種を中心に厳しい状況が続いたほか、世界的な半導体不足を受け、鉱工業生産の回復ペースは緩やかなものに留まりました。今後の先行きについては、感染対策は継続されるものの、経済社会活動が正常化に向かうなかで、各種政策の効果が期待されますが、ウクライナ情勢の影響を受けた資材価格の上昇や急速な円安の進行、さらに供給面での制約等、不透明感が高まっております。感染症による影響にも引き続き注視する必要があり、景気の下振れリスクが高い状況が続くと予想されます。

当社グループの属する土木業界につきましては、公共投資は高水準で実行されました。一時的に弱含みの兆しが見られたものの、補正予算を含めた関連予算の執行により、底堅い推移が期待されます。一方で、大型セグメント案件の掘進開始時期について未定の部分があることやロシアのウクライナ侵攻の影響を含めた鉄筋をはじめとする資材価格の上昇、新型コロナウイルス感染症再拡大に伴うリスク等、引き続き予断を許さない状況にあります。

このような状況下、当社グループはセグメント大型物件の遅れや鉄筋等資材価格上昇等の環境変化に的確に対応しつつ、強靱な収益体質の構築に向け、大型セグメントに留まらず中小セグメント、土木製品の新規受注並びに生産量の積み増しに加え徹底した原価低減等の諸施策を進めてまいりました。

また、新型コロナウイルス感染症による損益への影響は引き続き無いものと想定しておりますが、その影響については、今後も注視し迅速な対応を行ってまいります。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高308億60百万円（前連結会計年度比2.4%増）、営業利益22億4百万円（前連結会計年度比24.9%増）、経常利益22億14百万円（前連結会計年度比24.5%増）と増収増益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、14億55百万円（前連結会計年度比63.4%増）となりました。

なお、当社の事業は土木事業単一であるため、事業区分別売上高及び営業の状況は記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した当社グループの設備投資の総額は、5億67百万円となりました。当社東松山工場、茨城工場及び金谷工場のプロジェクト対応による設備投資が主なものであります。

③ 資金調達の状況

記載すべき重要な事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	2018年度 【第50期】	2019年度 【第51期】	2020年度 【第52期】	2021年度 【第53期】 (当連結会計年度)
受 注 高(百万円)	41,219	41,010	29,958	31,877
売 上 高(百万円)	34,266	27,832	30,149	30,860
経 常 利 益(百万円)	3,507	1,413	1,778	2,214
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	2,022	528	891	1,455
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	64.65	16.89	28.49	46.53
総 資 産(百万円)	32,966	30,148	32,918	35,149
純 資 産(百万円)	19,541	19,569	20,585	21,722
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	632.19	625.51	658.01	694.34

(注) 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は日本製鉄株式会社で、同社は当社の株式13,233千株（間接所有504千株を含む。議決権比率42.3%）を保有しております。

当社は親会社より合成セグメント等の生産を委託され、これを納入しております。

② 親会社等との間の取引に関する事項

当社は、親会社等との取引に関しては、市場等の客観的な情報をもとに、合理的な判断に基づき公正且つ適正に取引条件を決定し、一般的な取引条件と同様な決定がなされており、非支配株主に不利益を与えることがないよう、適切に対応しております。

また、当社は、その事業活動や経営判断において自主経営を行っており、事業運営面においての独立性を確保しており、当社取締役会としては、当該取引は当社の利益を害さないものと判断しております。

③ 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 百万円	議決権比率 %	主 要 な 事 業 内 容
ジオファクト株式会社	30	100.0	コンクリート製品の製造、金属加工、 鋼構造物工事

④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループの属する土木業界につきましては、公共投資は高水準で実行されました。一時的に弱含みの兆しが見られたものの、補正予算を含めた関連予算の執行により、底堅い推移が期待されます。一方、大型セグメント案件の掘進開始時期が未定であることやロシアのウクライナ侵攻の影響を含めた鉄筋をはじめとした資材価格の高騰、さらには新型コロナウイルス感染症の再拡大の懸念など、今後も予断を許さない状況にあります。

このような状況下、全社員・グループ会社が一丸となり以下の重点課題に取り組んでまいります。

① 収益力向上に向けた取り組み

当社グループは、大型セグメントの掘進開始時期の遅れや鉄筋など資材価格上昇等の環境変化には的確に対応しつつ、強靱な収益体質の構築に向け、大型セグメントに留まらず中小セグメント、土木製品の新規受注並びに生産の積み増し、さらには聖域のない徹底した原価低減等の諸施策を進めてまいります。なお、新型コロナウイルス感染症による当社グループの損益に与える影響は引き続き無いものと想定しておりますが、今後も常にリスクを事前に想定しながら、状況に応じて迅速な対応を行ってまいります。

② 新規商品の開発・技術提案力の強化

防災・減災分野を中心に新規分野開拓に向け、新商品の投入や市場ニーズに基づく商品のブラッシュアップを図るとともに、コンクリートと鉄のハイブリッド建材を中心とした差別化製品の開発を行い、土木製品の市場開拓強化を図ってまいります。また、同時に当社が得意とする大型・特殊製品を設計に織り込む等、技術提案力の強化に取り組んでまいります。

③ 働き方改革への取り組み

業務の共通化、標準化による生産性向上を図るとともに、システム化による業務効率化促進を進めてまいります。また、人材開発による社員の能力向上を通じ生産性向上を図り、労働時間をより適正化する真の働き方改革に取り組んでまいります。

④ 環境保全への取り組み

当社は「地域社会と共生・繁栄する持続可能な企業活動の基盤となる環境保全活動の推進」を運営方針として掲げており、環境保全委員会で半期ごとにレビューを行い、環境保全に取り組んでおります。昨今の自然災害の多発を踏まえた地球温暖化防止策として、我が国の2050年カーボンニュートラルという方針に賛同し、これに貢献すべく企業としてもカーボンニュートラルの実現に向け、削減案を実施してまいります。

ジオスターグループは「人の満足を支えること」を使命とし、国民の生活向上に向けたインフラ整備の一翼の担い手として、社会から信頼される企業グループであり続けるよう努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援をお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

土木用コンクリート・金属製品の製造販売並びに工事の請負を主な内容としており、主要取扱製品は、次のとおりであります。

事業区分	製品系列	製品名	用途
土木事業	セグメント	R C セグメント スチールセグメント 合成セグメント	地下鉄道、地下道路、地下河川、上下水道、共同溝等
	R C 土木	コンクリート矢板	排水路護岸、河川護岸、宅地造成の土留壁等
		コンクリートスラブ	栈橋部材、水路蓋、橋梁等
		ボックスカルバート アーチカルバート L 型 部 材 共同溝 (P C、R C) 防 潮 堤	下水道、用排水路、共同溝、地下貯留施設等
		モジュラーチ ジオウエアボックス	アンダーパス道路及び水路等
	工事その他	——	鋼材加工製品及び上記附帯工事

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

① 当社

ジオスター株式会社	本 社	東京都文京区小石川一丁目28番1号
	支 店	仙台支店 (宮城県仙台市)、名古屋支店 (愛知県名古屋市)、大阪支店 (大阪府大阪市)、九州支店 (福岡県福岡市)
	工 場	東松山工場 (埼玉県東松山市)、茨城工場 (茨城県稲敷市)、君津事業所 (千葉県君津市)、金谷工場 (静岡県島田市)、橋本工場 (和歌山県橋本市)、福岡工場 (福岡県飯塚市)

② 子会社

ジオファクト株式会社	本 社	埼玉県東松山市
	事業所	東松山事業所 (埼玉県東松山市)、金谷事業所 (静岡県島田市)、橋本事業所 (和歌山県橋本市)、和歌山事業所 (和歌山県和歌山市)、和泉事業所 (千葉県千葉市)

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
489 (0) 名	△31 (0) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
289 (0) 名	2 (0) 名	45.9歳	15.4年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	150百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	100百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 56,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 31,530,000株 (自己株式 245,033株を含む)
- (3) 株主数 4,845名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日 本 製 鉄 株 式 会 社	12,729千株	40.7%
阪 和 興 業 株 式 会 社	1,511	4.8
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,174	3.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,095	3.5
日 鉄 物 産 株 式 会 社	838	2.7
エ ム エ ム 建 材 株 式 会 社	750	2.4
榑 原 三 郎	525	1.7
K I A F U N D 1 3 6	523	1.7
伊藤忠丸紅住商テクノスチール株式会社	429	1.4
岩 見 好 爲	302	1.0

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	端 山 真 吾	
取 締 役	藤 原 知 貴	常務執行役員経営管理本部長兼君津事業部長
取 締 役	高 松 芳 徳	執行役員技術本部長
取 締 役	佐 久 間 靖	執行役員営業本部長
取 締 役	土 岐 敦 司	株式会社丸山製作所社外取締役監査等委員 味の素株式会社社外取締役監査委員会委員長
取 締 役	高 木 一 美	
常勤監査役	古 橋 義 孝	
監 査 役	矢ヶ部 昌 嗣	日本製鉄株式会社厚板・建材事業部厚板・建材営業部長
監 査 役	川野輪 政 浩	株式会社熊谷組管理本部副本部長兼審査部長
監 査 役	石 川 敦	

- (注) 1. 取締役土岐敦司氏及び取締役高木一美氏は、社外取締役であります。
2. 監査役川野輪政浩氏及び監査役石川敦氏は、社外監査役であります。
3. 監査役川野輪政浩氏は、長年にわたり株式会社熊谷組経理部門で経理業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役石川敦氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は土岐敦司氏、高木一美氏、川野輪政浩氏及び石川敦氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
藤野 豊	2021年6月25日	任期満了	取締役社長付
河野 定	2021年6月25日	任期満了	取締役社長付
森石 信也	2021年6月25日	任期満了	取締役社長付
真辺 純裕	2021年6月25日	任期満了	取締役執行役員経営管理副本部長兼同本部情報通信システム部長
堀田 穰	2021年6月25日	任期満了	取締役 日本製鉄株式会社厚板・建材事業部 建材開発技術部部長

(3) 責任限定契約の内容の概要

取締役土岐敦司氏、高木一美氏、監査役古橋義孝氏、矢ヶ部昌嗣氏、川野輪政浩氏、及び石川敦氏は当社と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(4) 補償契約の内容の概要等

当社は、前記「4. (1) 取締役及び監査役の状況」に記載の取締役及び監査役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補償されないなど、一定の免責事由があります。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社及び子会社の取締役、監査役並びに執行役員及び重要な使用人を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約には免責額を設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。

(6) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社グループの持続的な成長と企業価値の向上のためのインセンティブを付与すべく業績に連動する報酬体系として、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を2021年2月25日開催の取締役会において決議いたしました。

イ. 決定方針の内容の概要

当社の取締役の報酬は、現金による報酬のみで構成し、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上のためのインセンティブを付与すべく全額業績に連動する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、業務執行取締役の報酬は、業績連動報酬及び退職慰労金により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬のみを支払うこととします。

ウ. 当事業年度に係る取締役の個人別報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役会の決議による委任を受けた代表取締役社長が各取締役の当該年度における業績・貢献度等を評価し、取締役会で決議された処遇テーブルの上下2等級の範囲内で決定しているため、取締役の個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

なお監査役の報酬は、取締役に準じた処遇テーブルに基づき株主総会で承認を得た限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員に関する株主総会の決議は、2016年6月28日開催の第47回定時株主総会で、取締役の報酬限度額は年額260百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内、ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役報酬限度額は年額50百万円以内と決議いただいております。2016年6月28日の第47回定時株主総会終結時点の取締役は8名（うち社外取締役2名）、監査役は4名でありました。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2021年6月25日開催の取締役会にて代表取締役社長端山真吾に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の当該年度における業績・貢献度等を評価し、取締役会で決議された処遇テーブルの上下2等級の範囲内で加減算することができるというものであります。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

④ 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬は、求められる能力及び責任に見合った水準を勘案して役位別に基準額を定め、これを当社単体経常利益及び連結の親会社株主に帰属する当期純利益に応じた13等級の処遇テーブルに基づき一定の範囲内で変動させ、株主総会で承認を得た限度額の範囲内で任期内の各取締役に係る報酬額を決定することとしております。

当該指標については、役員の業績インセンティブの観点から経営・業務執行の成果が直接的に反映できる単体の経常利益、並びに株主への利益還元の観点から、特別利益・特別損失も経営の結果責任であるとの観点から連結の親会社株主に帰属する当期純利益の2つの指標を併用しております。

退職慰労金は、上記で決定した業績連動報酬の月額×支給乗率×役職在位年数により計算した額を退職時に支払うこととしております。

なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標は、当該年度予算に基づき決定し、決算確定後、実績利益で適用すべき等級に差異が生じた場合に、翌年度報酬で精算いたします。

・業績連動報酬にかかる主な指標の実績

	2021年4月～2021年6月報酬		2021年7月～2022年3月報酬
	2020年度予算	2020年度実績	2021年度予算
(単体) 経常利益	800百万円	1,681百万円	1,410百万円
(連結) 親会社株主に帰属する当期純利益	500百万円	891百万円	936百万円

⑤ 非金銭報酬等に関する事項

非金銭報酬等はありません。

⑥ 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	退職 慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	97,735 (9,600)	9,600 (9,600)	63,771 (-)	24,364 (-)	10 (2)
監査役 (うち社外監査役)	28,389 (9,600)	9,600 (9,600)	16,509 (-)	2,280 (-)	3 (2)

- (注) 1. 上記には、2021年6月25日開催の第52回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 報酬等の総額並びに報酬等の種類別の総額（業績連動報酬）には、次の額が含まれております。
複数事業主型確定給付企業年金基金への拠出額
取締役10,440千円（うち、社外取締役は該当なし。）
4. 上記報酬等の額のほか、2021年6月25日開催の第52回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役4名に対して34,884千円支給しております。
5. 上記報酬等の額のほか、社外役員が当社親会社の子会社から役員として受けた報酬額は7,000千円です。

(7) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 監査役川野輪政浩氏は、株式会社熊谷組の管理本部副本部長兼審査部長を兼職しております。
 - ・ 当社は、監査役川野輪政浩氏の兼職先である株式会社熊谷組との間に製品販売等の取引関係があります。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 取締役土岐敦司氏は、株式会社丸山製作所の社外取締役監査等委員並びに味の素株式会社社外取締役監査委員会委員長を兼職しております。
 - ・ 当社は、取締役土岐敦司氏の兼職先である株式会社丸山製作所並びに味の素株式会社との間に特別な関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

ア. 取締役会及び監査役会への出席状況

区分	氏名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	土 岐 敦 司	当事業年度に開催された取締役会14回のうち12回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	高 木 一 美	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	川野輪 政 浩	当事業年度に開催された取締役会14回、監査役会13回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	石 川 敦	当事業年度に開催された取締役会14回、監査役会13回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

イ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

- ・取締役土岐敦司氏は、弁護士としての経験、専門的見地より、取締役会において法令を含む企業・社会全体を踏まえた客観的観点で、独立した立場による助言、提言等、意思決定の適正性を確保するため必要な発言等を行っております。
- ・取締役高木一美氏は、NSユナイテッド内航海運株式会社の代表取締役社長を務められるなど、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会の審議に積極的に参画するとともに、当社グループの企業価値の向上に資する発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,500千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 上記の報酬等の額には、前事業年度の監査に係る追加報酬の額が含まれております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人の職務執行に関する公正さの確保が困難と認められる事情が判明し、当該会計監査人による監査の継続が不相当であると判断される場合には、会社法第344条第1項及び第3項に準じて、当該会計監査人の解任または不再任並びに新たな会計監査人を選任する議案に関する監査役会の決定を受け、株主総会に提出する方針としております。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、2015年4月24日開催の取締役会において会社法第362条及び会社法施行規則第100条に基づき、内部統制システムの基本方針を決議し、2021年11月26日開催の取締役会にて一部改定いたしました。

その内容は下記のとおりとなっております。

[内部統制システムについての基本的な考え方]

当社は、「ジオスター企業理念・行動指針」に基づき、企業価値の継続的な向上を図りつつ、社会から信頼される企業の実現を目指す。また、関連法規を遵守し、財務報告の信頼性と業務の有効性・効率性を確保するため、以下のとおり内部統制システムを整備し、適切に運用するとともに、企業統治を一層強化する観点から、その継続的改善に努める。

(1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、取締役会規程その他の規程に基づき、経営上の重要事項について決定を行い、または報告を受ける。

業務を執行する取締役（「業務執行取締役」）は、取締役会における決定に基づき、各々の業務分担に応じて職務執行を行い、使用人の職務執行を監督するとともに、その状況を取締役会に報告する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録をはじめとする職務執行上の各種情報について、情報管理に関する規程に基づき、管理責任者の明確化、守秘区分の設定等を行った上で、適切に保管する。

また、経営計画、財務情報等の重要な企業情報について、法令等に定める方法のほか、適時・的確な開示に努める。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各本部長及び事業部長は、自部門における事業上のリスクの把握・評価を行い、組織規程・業務分掌規程において定められた権限・責任に基づき業務を遂行する。

安全衛生、環境・防災、情報管理、知的財産、品質管理、財務報告の信頼性等に関する各リスクについては、当該担当部門（各機能部門）が本社横断的観点から規程等を整備し、各本部及び事業部に周知するとともに、各本部及び事業部におけるリスク管理状況をモニタリング等を通じて把握・評価し、指導・助言を行う。

経営に重大な影響を与える事故・災害・コンプライアンス問題等が発生した場合、業務執行取締役は、損害・影響等を最小限にとどめるため、「危機管理本部」等を直ちに招集し、必要な対応を行う。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営計画・事業戦略や設備投資・投融資等の重要な個別執行事項については、経営会議等の審議を経て、取締役会において執行決定を行う。

取締役会等での決定に基づく業務執行は、各業務執行取締役、各執行役員、各本部長及び事業部長等が遂行する。

(5) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、自律的内部統制を基本とした内部統制システムを構築・整備する。

本部長及び事業部長は、各組織の自律的内部統制システムを整備するとともに、法令及び規程の遵守・徹底を図り、業務上の法令違反行為の未然防止に努める。また、法令及び規程遵守のための定期的な講習会の実施やマニュアルの作成・配付等、社員に対する教育体制を整備・充実し、法令違反のおそれのある行為・事実を認知した場合、すみやかに経営管理本部長及び内部監査室長に報告する。

内部監査室長は、社全体の内部統制システムの整備・運用状況を確認し、各本部及び事業部における法令及び規程遵守状況を把握・評価し、経営管理本部長と共有する。さらに、これらの内容についてはリスクマネジメント委員会に報告するとともに、重要事項については、経営会議、取締役会及び監査役会に報告する。

経営管理本部長は、法令・規程違反の防止策に関し関係部門と協議し、必要な措置を講じる。さらに、業務遂行上のリスクに関する相談・通報を受け付ける内部通報制度を設置・運用する。

社員は、法令及び規程を遵守し、適正に職務を行う義務を負う。法令違反行為等を行った社員については、就業規則に基づき懲戒処分を行う。

(6) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ会社は、「ジオスター企業理念・行動指針」に基づき、各社の事業特性を踏まえつつ、事業戦略を共有し、グループ一体となった経営を行うとともに、業務運営方針等を社員に対し周知・徹底する。

当社は、グループ会社の管理に関して関係会社管理規程において基本的なルールを定め、その適切な運用を図る。グループ会社は、自律的内部統制を基本とした内部統制システムを構築・整備するとともに、当社との情報の共有化等を行い、内部統制に関する施策の充実を図る。経営管理本部は子会社主管部門として、グループ会社の内部統制の状況を確認するとともに、必要に応じ改善のための支援を行う。

経営管理本部長、内部監査室長は、各機能部門と連携し、当社グループ全体の内部統制の状況を把握・評価する。経営管理本部長は、これに基づきグループ会社に対し、指導・助言を行う。

具体的な体制は以下のとおりとする。

イ. グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

経営管理本部は、グループ会社における事業計画、重要な事業方針、決算等、当社の連結経営上またはグループ会社の経営上の重要事項について、グループ会社に対し報告を求めるとともに、助言等を行う。

ロ. グループ会社の損失の危険に関する規程その他の体制

経営管理本部は、グループ会社におけるリスク管理状況につき、グループ会社に対し報告を求めるとともに、助言等を行う。

ハ. グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営管理本部は、グループ会社の業績評価を行うとともに、マネジメントに関する支援を行う。

ニ. グループ会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

経営管理本部は、グループ会社における法令遵守及び内部統制の整備・運用状況につき、グループ会社に対し報告を求めるとともに、必要な支援・助言等を行う。また、グループ会社における法令違反のおそれのある行為・事実について、グループ会社に対し報告を求めるとともに、すみやかに内部監査室長に報告する。

当社の親会社との契約・取引条件は、その他顧客との取引における契約条件や市場価格を参考に合理的に決定する。

(7) 監査役の監査に関する事項

当社の取締役、執行役員、本部長、事業部長及びその他の使用人等は、職務執行の状況、経営に重要な影響をおよぼす事実等の重要事項について、適時・適切に監査役または監査役会に直接または内部監査室等当社関係部門を通じて報告するとともに、内部統制システムの運用状況等の経営上の重要事項についても、取締役会、経営会議、リスクマネジメント委員会等において報告し、監査役と情報を共有する。

グループ会社の取締役、監査役、使用人等はグループ会社における職務執行の状況、経営に重要な影響をおよぼす事実等の重要事項について、適時・適切に当社の監査役または監査役会に直接または内部監査室等当社関係部門を通じて報告する。

当社は、これらの報告をした者に対し、内部通報に関する規程等に基づき、報告したことを理由とする不利な取扱いを行わない。

内部監査室長は、監査役と定期的にまたは必要の都度、内部統制システムの運用状況等に関する意見交換を行う等、連携を図る。

経営管理本部長は、内部通報制度の運用状況について監査役に報告する。

監査役からの求めに応じて、監査役の職務を補助するため使用人を配置する。当該使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人は監査役の指示の下で業務を行う。当該使用人の人事異動・評価等について、経営管理本部長は監査役と協議する。

当社は、監査役の職務執行上必要と認める費用を予算に計上する。また、監査役が緊急または臨時に支出した費用については、事後、監査役の償還請求に応じる。

[反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方]

当社グループは、反社会的勢力からの不当要求に対しては毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当要求を断固として拒絶することを基本方針とする。

反社会的勢力による不当要求への対応を統括する部署は経営管理本部総務部とし、当該部署は平素から反社会的勢力に関する情報収集・管理を行う。また、不当要求防止責任者を選任しており、警察等外部専門機関、顧問弁護士との緊密な連携関係を構築するとともに、緊急時の指導、相談、援助体制を整えている。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 運用体制

当社グループにおける内部統制システムの運用体制として、内部監査を担当する内部監査室（専任2名、兼務1名）、及び当社各部門・グループ会社における自律的内部統制活動の企画・推進を担当するモニタリング推進者（30名）を配置しております。

この体制の下、内部監査室、各部門・グループ会社が連携し、以下のとおり内部統制システムの運用を行っております。

(2) 具体的な運用状況

① 内部統制計画

法令改正や経営環境変化等を踏まえ、3月に当社グループ全体の内部統制計画及び社内監査関係業務スケジュールを策定しております。この計画には年度運営方針、安全・衛生・環境・防災・品質等の機能別計画、内部監査計画及び教育計画が含まれております。

② 自律的内部統制活動

内部統制計画に従い、当社各部門・グループ会社が業務の特性と内在するリスクを踏まえ、自律的に内部統制活動を実施しております。具体的には、社内規程・マニュアル等の整備・教育、自主点検・第三者モニタリングの実行、及びその結果を踏まえた業務の改善等を行います。

事故・災害及び法令違反のおそれのある事実等が発生した場合、当該部門・グループ会社は直ちに経営管理本部長及び内部監査室長に報告するとともに、関係部門と連携し、再発防止策等の是正措置を講じております。また、これらの事例は、当社グループ内で共有化するとともに、各部門・グループ会社において類似リスクの点検を実施しております。

③ 内部監査等

内部監査については、内部統制チェックリスト等の書面による内部統制状況の確認のほか、当社各部門・グループ会社へのモニタリング等を内部監査室が実施しております。

また、内部統制を補完する施策として、当社・グループ会社の社員及びその家族、取引先社員等を対象とした内部通報・相談窓口を設置・運用するとともに、当社において、社員意識調査アンケートを実施しております。

④ 評価・改善

内部統制システムの運用状況については、四半期毎に開催するリスクマネジメント委員会及び経営会議に報告を行い、各部門・グループ会社とも共有しております。

また、各年度の内部統制システムの有効性評価については、内部統制活動の実施状況や内部監査の結果等に基づき、年度末時点における評価結果を取りまとめたうえで、リスクマネジメント委員会、経営会議及び取締役会に報告しております。

これらの評価結果に基づき、内部統制システムの有効性向上に資する改善策を策定し、内部統制計画に反映しております。

⑤ 教育・啓発

人材育成計画における階層・職種別教育に内部統制に関する講座を設定し、当社及びグループ会社役職員の教育を実施しております。また、経営管理本部・内部監査室と各部門・グループ会社との対話を通じた内部統制の考え方や職場風土の改善等に関する啓発にも積極的に取り組んでおります。

⑥ 監査役・会計監査人との連携

内部監査室は、監査役と毎月連絡会を実施し、情報共有と連携に努めるとともに、リスクマネジメント委員会において報告及び意見交換を行っております。会計監査人との間ではリスクマネジメント委員会の運営状況や財務報告に係る内部統制の評価結果等について定期的及び必要の都度、報告及び意見交換を行っております。

8. 取締役会の実効性に関する評価

当社はコーポレートガバナンスの継続的な向上のため、各事業年度終了時に取締役会の実効性評価を毎年実施しております。2021年度は2022年3月にアンケートによる自己評価を実施するとともに、取締役会事務局が評価結果の補完を目的とした個別ヒアリングを実施したうえで、結果を取りまとめております。自己評価結果については、取締役会において評価・分析を実施し、取締役会のさらなる実効性向上につなげております。

(主なアンケート項目)

- ・取締役会の運営に関する事項
- ・取締役会の議題に関する事項
- ・取締役会を支える体制に関する事項

2021年度に係る実効性評価では、各評価項目について概ね適切であり、取締役会の実効性は確保されていることを確認しました。特に、昨年改善提案のあったリモート会議資料閲覧用のi-Padの導入や年3回の内部監査部門と監査役・社外役員との意見交換会実施等については確実に実行されたとの評価でした。一方で、取締役会の実効性をさらに高めていく課題として以下の提言がありました。

- ①重大な問題が発生した場合、発生直後に各役員への第一報送信の徹底
- ②土木拡販報告の年2回報告と土木製品動画配信の復活
- ③法令やルールの現場への浸透の徹底
- ④月次決算関連資料等の簡素化
- ⑤審議時間確保のため、取締役会における一層の議題数調整
- ⑥取締役会の対面実施検討
- ⑦コロナ感染症で休止していた役員勉強会再開
- ⑧新任役員のため、過去資料閲覧方法の検討

これらを踏まえ、今後、取締役会の継続的な実効性向上に向けて、さらなる改善を進めてまいります。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	25,492,757	流 動 負 債	12,969,781
現金及び預金	733,782	支払手形及び買掛金	5,192,151
預け金	4,356,589	短期借入金	320,000
受取手形	106,663	前受金	2,745,375
売掛金	8,095,296	リース債務	4,890
電子記録債権	2,052,155	未払法人税等	627,197
商品及び製品	3,122,408	未払消費税等	289,375
仕掛品	2,222,053	未払金	2,780,388
原材料及び貯蔵品	2,325,918	賞与引当金	408,421
未収入金	2,206,820	受注損失引当金	548,670
その他	271,932	その他	53,311
貸倒引当金	△864	固 定 負 債	457,197
固 定 資 産	9,656,475	長期借入金	50,000
有 形 固 定 資 産	7,546,495	リース債務	6,146
建物及び構築物	1,854,379	役員退職慰労引当金	96,240
機械装置及び運搬具	1,414,112	退職給付に係る負債	213,457
土地	4,055,000	資産除去債務	89,749
リース資産	10,045	その他	1,603
建設仮勘定	89,299	負 債 合 計	13,426,978
その他	123,658	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	82,188	株 主 資 本	21,374,608
その他	82,188	資 本 金	3,352,250
投 資 そ の 他 の 資 産	2,027,791	資 本 剰 余 金	4,384,580
投資有価証券	914,139	利 益 剰 余 金	13,666,448
退職給付に係る資産	93,264	自 己 株 式	△28,670
繰延税金資産	890,219	その他の包括利益累計額	347,646
その他	139,868	その他有価証券評価差額金	334,142
貸倒引当金	△9,700	退職給付に係る調整累計額	13,503
資 産 合 計	35,149,233	純 資 産 合 計	21,722,254
		負 債 純 資 産 合 計	35,149,233

連結損益計算書

(自 2021年 4月 1日)
(至 2022年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	30,860,599
売上原価	25,721,930
売上総利益	5,138,668
販売費及び一般管理費	2,934,225
営業利益	2,204,442
営業外収益	18,555
受取利息及び配当金	15,047
その他	3,507
営業外費用	8,721
支払利息	3,620
その他	5,100
経常利益	2,214,276
特別利益	9,382
固定資産売却益	6,682
ゴルフ会員権売却益	2,700
特別損失	58,266
固定資産除売却損	44,063
事業撤退損	9,729
ゴルフ会員権評価損	3,541
事務所閉鎖損失	932
税金等調整前当期純利益	2,165,392
法人税、住民税及び事業税	994,969
法人税等調整額	△285,416
当期純利益	1,455,839
親会社株主に帰属する当期純利益	1,455,839

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2021年4月1日 残高	3,352,250	4,384,580	12,476,531	△28,670	20,184,691
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△265,922		△265,922
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,455,839		1,455,839
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	1,189,917	－	1,189,917
2022年3月31日 残高	3,352,250	4,384,580	13,666,448	△28,670	21,374,608

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
2021年4月1日 残高	420,616	△19,537	401,079	20,585,770
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△265,922
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				1,455,839
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△86,474	33,041	△53,433	△53,433
連結会計年度中の変動額合計	△86,474	33,041	△53,433	1,136,483
2022年3月31日 残高	334,142	13,503	347,646	21,722,254

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	24,673,738	流動負債	12,829,802
現金及び預り金	158,337	支払手形	519,154
預受取掛手形	4,356,589	買掛金	4,616,921
売掛金	92,992	短期借入金	270,000
電子記録債権	8,070,295	1年内返済予定の長期借入金	50,000
商製原仕貯前未そ貸	2,052,155	未払法人税等	2,798,908
材掛蔵	207,007	未払消費税	627,197
仕掛蔵	2,938,394	前払受取引当金	251,470
貯蔵品	639,671	賞与引当金	2,683,041
前未そ貸	2,092,398	受取引当金	169,707
払収の引当金	1,668,796	注損引当金	259,663
倒産債権	115,648	その他の負債	548,670
固定資産	2,131,472	長期借入金	35,067
有形固定資産	150,844	退職給付引当金	399,885
建物	△864	退職慰労引当金	50,000
構築物	9,265,110	役員退職慰労引当金	173,056
機械及び運搬具	6,746,114	資産除却債	87,810
車両器具及び備品	954,596	その他の負債	81,752
土地	853,392		7,266
建物敷地	1,369,800	負債合計	13,229,688
その他	14,945	純資産の部	
無形固定資産	121,020	株主資本	20,227,276
ソフトウェア	3,333,014	資本金	3,352,250
その他	89,299	資本剰余金	4,384,580
投資その他の資産	10,045	資本準備金	2,868,896
投資有価証券	82,106	その他資本剰余金	1,515,683
関係会社株	64,796	利益剰余金	12,608,874
長期前払費用	17,309	利益準備金	169,115
繰延税金資産	2,436,890	その他利益剰余金	12,439,758
繰延税金資産	907,339	固定資産圧縮積立金	21,993
繰延税金資産	159,700	別途積立金	3,900,000
繰延税金資産	48,610	繰越利益剰余金	8,517,765
繰延税金資産	24,615	自己株式	△118,427
繰延税金資産	44,784	評価・換算差額等	481,884
繰延税金資産	1,195,052	その他有価証券評価差額金	481,884
繰延税金資産	66,488	純資産合計	20,709,161
繰延税金資産	△9,700	負債純資産合計	33,938,849
資産合計	33,938,849		

損益計算書

(自 2021年 4月 1日)
(至 2022年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	30,566,107
売上原価	25,728,169
売上総利益	4,837,938
販売費及び一般管理費	2,680,968
営業利益	2,156,969
営業外収益	19,106
受取利息及び配当金	14,887
その他	4,218
営業外費用	8,691
支払利息	3,729
その他	4,962
経常利益	2,167,384
特別利益	9,312
固定資産売却益	6,612
ゴルフ会員権売却益	2,700
特別損失	67,496
固定資産除売却損	63,955
ゴルフ会員権評価損	3,541
税引前当期純利益	2,109,200
法人税、住民税及び事業税	987,575
法人税等調整額	△297,902
当期純利益	1,419,526

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計
					固 定 資 産 圧縮積立金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
2021年4月1日 残高	3,352,250	2,868,896	1,515,683	4,384,580	169,115	22,744	3,900,000	7,363,410	11,455,269
事業年度中の変動額									
固定資産圧縮積立金の取崩						△750		750	－
剰 余 金 の 配 当								△265,922	△265,922
当 期 純 利 益								1,419,526	1,419,526
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	△750	－	1,154,355	1,153,604
2022年3月31日 残高	3,352,250	2,868,896	1,515,683	4,384,580	169,115	21,993	3,900,000	8,517,765	12,608,874

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2021年4月1日 残高	△118,427	19,073,672	568,358	568,358	19,642,030
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩		－			－
剰 余 金 の 配 当		△265,922			△265,922
当 期 純 利 益		1,419,526			1,419,526
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)			△86,474	△86,474	△86,474
事業年度中の変動額合計	－	1,153,604	△86,474	△86,474	1,067,130
2022年3月31日 残高	△118,427	20,227,276	481,884	481,884	20,709,161

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

ジオスター株式会社
取締役会 御中有限責任 あずさ監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 春 山 直 輝
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大 谷 文 隆
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ジオスター株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジオスター株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

ジオスター株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 春山直輝指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大谷文隆

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ジオスター株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議にオンライン形式等で出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている親会社等との間の取引に関する事項（会社法施行規則第118条第5号イに定める留意した事項及び同号ロに定める判断及び理由）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

ジオスター株式会社 監査役会

常勤監査役	古橋義孝	㊟
監査役	矢ヶ部昌嗣	㊟
社外監査役	川野輪政浩	㊟
社外監査役	石川敦	㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社グループは適正な利潤の確保に努め、健全な発展と持続性を目指し、収益状況に対応した適正な配当維持に努力することを基本方針としております。また内部留保を充実し、企業体質の強化と将来の事業展開に備えたいと考えております。収益状況に対応した適正な配当の指標としては、連結配当性向年間30%程度を目安といたします。

かかる方針を踏まえまして、当期の剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金14円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は437,989,538円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則)</p> <p>1.変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第16条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2.前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>3.本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	は やま しん ご 端山真吾 (1958年8月22日生)	1982年4月 新日本製鐵株式會社（現日本製鉄株式会社）入社 2006年4月 同社大分製鐵所生産管理部部長 2009年4月 同社上海事務所長 2012年10月 住友金属工業株式会社との経営統合により新日鐵住金株式会社となる 同社物流部長 2015年4月 同社参与物流部長 2017年4月 当社常任顧問 2017年6月 当社代表取締役社長 (現任)	16,500株
2	ふじ わら とも たか 藤原知貴 (1958年9月29日生)	1983年4月 新日本製鐵株式會社（現日本製鉄株式会社）入社 2009年11月 同社建材事業部建材営業部部長 2012年4月 当社執行役員経営管理部部長兼内部監査室長 2013年4月 当社執行役員経営管理部部長兼内部監査室長兼海外事業企画室管掌 2013年6月 当社取締役執行役員経営管理部部長兼内部監査室長兼海外事業企画室管掌 2014年6月 当社取締役執行役員経営管理部部長兼海外事業企画室管掌 2015年4月 当社取締役常務執行役員経営管理部部長兼海外事業企画室管掌 2016年4月 当社取締役常務執行役員経営管理本部長 2020年6月 当社取締役常務執行役員経営管理本部長兼君津事業部長 (現任)	6,100株
3	たか まつ よし のり 高松芳徳 (1962年8月29日生)	1985年4月 当社入社 2013年4月 当社技術エンジニアリングサポートセンター長（部長） 2016年4月 当社参与技術統括本部技術部長 2017年4月 当社執行役員技術統括本部技術部長 2019年4月 当社執行役員技術統括副本部長兼同本部本社技術チームリーダー 2021年4月 当社執行役員技術本部長 2021年6月 当社取締役執行役員技術本部長 2022年4月 当社取締役常務執行役員技術本部長 (現任)	4,600株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	さくま やすし 佐久間 靖 (1966年11月18日生)	1992年5月 当社入社 2016年4月 当社営業統括本部本社営業部部长 2016年12月 当社経営管理本部海外事業・関係会社管理チーム部長待遇 GEOSTR-RV PTE. LTD. 出向 同社代表取締役兼 GEOSTR RV (M)SDN. BHD.代表取締役 2019年10月 当社参与営業統括本部本社営業チームリーダー 2020年4月 当社執行役員営業統括副本部長兼同本部本社営業チームリーダー 2020年10月 当社執行役員営業本部長 2021年6月 当社取締役執行役員営業本部長 (現任)	3,700株
5	と き あつ し 土岐 敦 司 (1955年5月19日生)	1983年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）（現任） 1989年4月 奥平・土岐法律事務所パートナー 1997年4月 明哲綜合法律事務所代表 2001年12月 株式会社丸山製作所社外監査役 2008年3月 成和明哲法律事務所パートナー 2015年12月 株式会社丸山製作所社外取締役監査等委員（現任） 2016年6月 味の素株式会社社外監査役 2016年6月 当社取締役（現任） 2018年9月 明哲綜合法律事務所代表（現任） 2021年6月 味の素株式会社社外取締役監査委員会委員長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社丸山製作所社外取締役監査等委員 味の素株式会社社外取締役監査委員会委員長	一 株
6	たか ぎ かず み 高木 一 美 (1952年10月9日生)	1975年10月 新和海運株式会社（現NSユナイテッド海運株式会社）入社 2001年7月 同社不定期船グループリーダー 2007年6月 同社執行役員 2009年6月 同社常務執行役員 2010年10月 日鉄海運株式会社との経営統合によりNSユナイテッド海運株式会社となる 同社常務執行役員 2011年6月 当社取締役常務執行役員 2015年6月 NSユナイテッド内航海運株式会社代表取締役社長 2017年6月 当社取締役相談役 2018年6月 同社顧問 2018年6月 当社取締役 (現任) 2019年6月 NSユナイテッド内航海運株式会社顧問退任	一 株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 土岐敦司及び高木一美の両氏は、社外取締役候補者であります。両氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。
3. 候補者土岐敦司氏は、当社の特定関係事業者である日鉄テックスエンジニアリング株式会社の社外監査役であります。
4. 土岐敦司氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての経験・識見が豊富であり、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を行うのに適任であることから、2016年6月から社外取締役として、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化を図っていただいております。当社はその経験・能力を高く評価しており、同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、上記の理由から、客観的かつ法的見地からの監督とアドバイスをいただくことが期待されるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
5. 土岐敦司氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年となります。
6. 当社と土岐敦司氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任額は法令の定める額としております。本定時株主総会において同氏が再選され再任した場合は、同契約を継続する予定であります。
7. 候補者高木一美氏は、過去10年間に当社の特定関係事業者であるNSユニテッド海運株式会社の取締役でありました。
8. 高木一美氏を社外取締役候補者とした理由は、NSユニテッド内航海運株式会社の代表取締役社長を務められるなど、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、2018年6月から社外取締役として、当社の経営全般に助言をいただいております。当社はその経験・能力を高く評価しており、同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、経営者としての豊富な経験と幅広い知識を活かし、当社の経営体制のさらなる強化に向けた助言や意見をいただくことが期待されることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。
9. 高木一美氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
10. 当社と高木一美氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任額は法令の定める額としております。本定時株主総会において同氏が再選され再任した場合は、同契約を継続する予定であります。
11. 当社は、保険会社との間で取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が填補されます。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。また、被保険者の保険料負担はありません。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。
12. 当社は、各取締役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。各取締役が再任された場合、当社は各取締役との間の当該補償契約を継続する予定であります。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役古橋義孝、川野輪政浩の両氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任いたしますので、改めて監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者の松木正裕氏は、退任監査役古橋義孝氏の補欠として、安達次郎氏は、退任監査役川野輪政浩氏の補欠として選任をお願いするものであり、その任期は当社定款の定めにより、前任者の任期の残存期間となります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	まつ き まさ ひろ 松木正裕 (1959年5月25日生)	1984年4月 新日本製鐵株式会社(現日本製鉄株式会社)入社 2012年10月 同社海外事業企画部上席主幹 2015年7月 同社グローバル事業推進本部グローバル事業支援センター上席主幹 2016年7月 当社参与経営管理本部海外事業・関係会社管理チームリーダー 2017年4月 当社執行役員経営管理本部海外事業・関係会社管理チームリーダー 2020年4月 当社執行役員経営管理本部経営企画チーム部長 2021年4月 当社執行役員経営管理本部(調達掌管) (現任)	3,500株
2	あ だ ち し ろ う 安達次郎 (1966年10月25日生)	1990年4月 株式会社熊谷組入社 2011年4月 同社管理本部財務管理部副部長兼同本部法務コンプライアンス部副部長 2015年4月 同社管理本部法務コンプライアンス部長 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社熊谷組管理本部法務コンプライアンス部長	— 株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 安達次郎氏は、社外監査役候補者であります。同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
3. 安達次郎氏を社外監査役候補者とした理由は、長きにわたり株式会社熊谷組経理部門で経理業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する知見を有し、当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 当社と松木正裕、安達次郎の両氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任額は法令の定める額といたします。
5. 当社は、保険会社との間で監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が填補されます。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。また、被保険者の保険料負担はありません。なお、各候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
6. 当社は、松木正裕氏、安達次郎氏の選任が承認された場合には、当社と会社法第430条の2第1項に規定する同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することを内容とする補償契約を締結する予定であります。

第5号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

監査役古橋義孝氏は、本総会の終結の時をもって辞任されますので、その在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は監査役の協議にご一願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴	
古 橋 義 孝 <small>ふる はし よし たか</small>	2020年6月	当社監査役 現在に至る

以 上

(ご参考) 取締役及び監査役のスキル・マトリックス

当社の取締役会は、当社グループの事業内容や経営課題に的確かつ迅速に対応しうる最適な規模とし、取締役会全体としての経験・識見・専門性・職歴・年齢のバランスや多様性を考慮した役員構成にすることとしております。

【第3号議案、第4号議案が承認された場合の経営体制】

	氏 名	役員が有する知見・経験													
		企業 経営	営業・ マーケテ ィング	技術 研究	製造・ 品質 管理	財務 会計	人事 労働	法務・ コンプラ イアンス	国際性	ESG	リスク 管理				
取締役	端山 真吾	●	●				●		●						
	藤原 知貴		●				●	●		●	●				
	高松 芳徳			●	●					●					
	佐久間 靖		●						●						
	土岐 敦司	<table border="1"><tr><td>社</td><td>外</td></tr><tr><td>独</td><td>立</td></tr></table>	社	外	独	立						●			●
	社	外													
独	立														
高木 一美	<table border="1"><tr><td>社</td><td>外</td></tr><tr><td>独</td><td>立</td></tr></table>	社	外	独	立	●									
社	外														
独	立														
監査役	松木 正裕		●						●						
	矢ヶ部 昌嗣		●				●								
	安達 次郎	<table border="1"><tr><td>社</td><td>外</td></tr><tr><td>独</td><td>立</td></tr></table>	社	外	独	立				●		●			●
	社	外													
独	立														
石川 敦	<table border="1"><tr><td>社</td><td>外</td></tr><tr><td>独</td><td>立</td></tr></table>	社	外	独	立				●					●	
社	外														
独	立														

ジオスター株式会社 定時株主総会会場ご案内図



日時

2022年6月28日 (火曜日)
午前10時 (受付時間：午前9時)

会場

〒112-0002
東京都文京区小石川一丁目28番1号
小石川桜ビル
6階 本社会議室
TEL：(03) 5844-1200 (代表)

交通

- 都営地下鉄 三田線、大江戸線
「春日駅」
A5、A6出口より徒歩6分
- 東京メトロ 南北線
「後楽園駅」
8番出口より徒歩11分
- 東京メトロ 丸ノ内線
「後楽園駅」
4番出口より徒歩13分

ジオスター株式会社

東京都文京区小石川一丁目28番1号

<https://www.geostr.co.jp/>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。